

職場で新型コロナウイルスに感染した場合の労災保険給付について

～業務によって感染した場合、労災保険給付の対象となります～

業務に起因して感染したものであると認められる場合には、労災保険給付の対象となります。
また、新型コロナウイルス感染症による症状が持続し、療養や休業が必要と認められる場合にも、労災保険給付の対象となります。

◆対象となる場合

- 感染経路が業務によることが明らかな場合
- 感染経路が不明の場合でも、感染リスクが高い業務※に従事し、それにより感染した蓋然性が強い場合
 - ※（例１）複数の感染者が確認された労働環境下での業務
 - ※（例２）顧客等との近接や接触の機会が多い労働環境下の業務
- 医師・看護師や介護の業務に従事される方々については、業務外で感染したことが明らかな場合を除き、原則として対象
- 症状が持続し（罹患後症状があり）、療養等が必要と認められる場合も保険給付の対象

◆労災保険の種類

業務に起因して感染した労働者の方やそのご遺族の方は、正社員、パート等の雇用形態によらず、次のような保険給付を受けられます。

また、保険給付の請求は、労働者ご自身が行うものです。

感染経路が不明であることなどにより、請求書に会社からの証明が受けられない場合、まずは労働基準監督署にご相談ください。

<療養補償給付>

- ① 労災指定医療機関を受診すれば、原則として無料で治療を受けることができます。
- ② やむを得ず労災指定医療機関以外で治療を受けた場合、一度治療費を負担してもらい後で労災請求をすることで、負担した費用の全額が支給されます。

<休業補償給付>

療養のために仕事を休み、賃金を受けていない場合、給付を受けることができます。

●給付日：休業４日目から

●給付額：休業１日あたり給付基礎日額の８割（特別支給金２割含む）

※原則として「給付基礎日額」は発症日直前３か月分の賃金を暦日数で割ったものです

<遺族補償給付>

業務に起因して感染したため亡くなった労働者のご遺族の方は、遺族補償年金、遺族補償一時金などを受け取ることができます。

※詳しく最寄りの労働局・労働基準監督署でご確認ください。